

令和5年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

琵琶湖環境部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---|--|------------------------------|--------------------|-------------|--|----------------|----------------|
| 環境政策課 | 令和5年度しが水環境 ビジネス推進フォー ラム研究・技術分科会運 営業務委託 | 研究・技術分科会運営 やブランド化事業 | 令和5年6月12日 ~ 令和6年3月22日 | 有限会社と一く | 9,797,700 | 排水処理や水質モニタリング等の水環境ビジネスにかかる技術や国内外の動向等に関する専門的知見および技術開発から実用化に至るまでの各段階を支援することができる高度な企画力・調整力を有する民間企業のノウハウ等を取り入れて業務を実施することが必要であるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| 環境政策課 | 調査船運航保守管理 委託 | 令和5年度滋賀県琵琶湖環境科学研究センター調査船の運航および保守管理業務委託 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 琵琶湖汽船株式会社 | 38,055,463 | 琵琶湖全域を運航エリアとして熟知し、琵琶湖各地に棧橋を所有・管理し、緊急時や悪天候時に迅速に対応可能で、良好な運航実績等を持つ唯一の事業者であるため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年度西の湖における水質改善実証モデル事業(琵琶湖保全再生等推進費)委託 | 西の湖の水質改善に向けた実証試験の実施 | 令和5年5月2日 ~ 令和6年2月9日 | 株式会社鴻池組 滋賀営業所 | 17,597,800 | 本事業に使用する曝気施設は、令和4年度に受託した当該事業者が個別に設計した特殊な施設であり、当該施設の維持管理を適切に行う者は他にいないため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年度 第2号水草対策管理・有効利用等業務委託 | 根こそぎ除去および表層刈取りした水草の堆肥化による有効利用 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 公益財団法人淡海環境保全財団 | 101,310,000 | 当該財団は、県と共同で「水草有効利用推進計画書」を策定するとともに、水草堆肥の実証試験を行い、水草や堆肥に関する科学的、技術的知見を蓄積してきた。また、肥料取締法に基づく特殊肥料の生産及び販売業務についての届出を行っており、当該財団以外に刈り取られた水草を適正に管理し、有効利用できる者は他にいないため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年度マザーレイク ゴールズ(MLGs)推 進事業業務委託 | MLGs推進事業の実施 | 令和5年5月24日 ~ 令和6年3月29日 | 近畿日本ツーリスト株式会社 滋賀支店 | 6,894,130 | 受託者は、石けん運動以来の琵琶湖に関わる多様な主体の活動に関する高度で専門的な知識・技術・企画力・ノウハウ・既存の活動団体とのつながりを有するため、価格のみにより委託先を選定する一般および指名競争入札にはなじまず、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定したため。 | 2 | 4 |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---|------------------------------------|------------------------------|-------------------|------------|---|----------------|----------------|
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年度第1号 水草除去業務委託 | 琵琶湖(南湖)の水草根こそぎ除去業務 | 令和5年5月1日 ~ 令和6年3月22日 | 滋賀県漁業協同組合連合会 | 60,049,000 | 水草を根こそぎ除去する手法について、漁船と貝引き漁具による方法が効率よく水質への影響も少ない。漁船と貝引き漁具による除去は漁業者でなければできず、約40隻の漁船が同時に作業を行うことから複数の漁業協同組合を取りまとめることのできる当該連合会でなければ適切に実施することができないため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年度外来魚回収業務委託 | 回収いけすおよび釣り大会等における外来魚の回収、堆肥化による有効利用 | 令和5年4月3日 ~ 令和6年3月31日 | 特定非営利活動法人AJA | 5,877,000 | 本業務は、外来魚の回収だけでなく、福祉・農業・環境の各分野にまたがる滋賀らしい取組の促進を目的としている。この業務を委託できる事業者は、「化製場等に関する法律」に基づく許可を取得し、250kg/日程度の処理能力を持つ堆肥化処理機械を有し、かつ農園を所有している障害者福祉サービス事業所の当該法人以外他にいないため。 | 2 | 3イ |
| 循環社会推進課 | プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務委託 | プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務 | 令和5年6月23日 ~ 令和6年3月31日 | 株式会社エフエム滋賀 | 11,751,999 | 本委託業務の目的を達成するためには、訴求力の高い啓発業務を一体的に実施する必要があるため、価格のみでの競争ではなく、企画・制作力や専門性を総合的に評価し、最も優れた者を契約の相手方として選定する必要があり、競争入札に適用しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| 循環社会推進課 | 令和5年度 第RD-1号 旧産業廃棄物最終処分場支障除去等対策事業評価支援業務委託 | 「対策工の有効性の確認」および「旧処分場の安定化の確認」の評価支援 | 令和5年6月7日 ~ 令和6年3月22日 | 株式会社建設技術研究所 滋賀事務所 | 9,680,000 | 当事業の基本方針を策定するにあたっての既往調査の解析過程に加えて、対策工事中の旧処分場の状況、専門家の助言内容の蓄積、ならびに周辺住民との合意形成の過程について熟知し、継続的に業務を行った者でなければ業務を進められないため。 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | 令和5年度湖南中部浄化センター産業廃棄物埋立処分委託 | 下水ばいじんの処分業務(単価契約) | 令和5年5月15日 ~ 令和6年3月31日 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 11,110,000 | 本県は大阪湾フェニックス計画に参画しており、処分予定量に見合った建設負担金を拠出していることから一般に比べ著しく安価な単価が適用されるため。 | 7 | |
| 下水道課 | 淡海環境プラザ管理運営業務委託 | 淡海環境プラザの施設運営および維持管理業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 公益財団法人淡海環境保全財団 | 50,598,000 | 淡海環境保全財団は、下水道の維持管理に係る技術者を配置し、水質管理、水処理技術等の技術支援や下水道技術者の育成等を実施する本県唯一の団体である。プラザの維持管理と施設運営を一体的に運営することで、より効率的・効果的に公共事業の円滑な推進を図ることが期待でき、このような業務委託に適する者は他にいないため。 | 2 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--|----------------------------|------------------------------|------------------|-------------|---|----------------|----------------|
| 下水道課 | R05GE18-03琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事委託(主ポンプ設備増設)(協01) | 主ポンプ施設、機械設備工事(増設)一式 | 令和5年4月14日～令和7年3月31日 | 日本下水道事業団 | 270,000,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 *債務負担行為を含む契約 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GE18-04/18-05琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事委託(B-1脱水機更新)(協02) | 汚泥脱水施設 機械設備工事(更新)一式 他 | 令和5年4月14日～令和8年3月31日 | 日本下水道事業団 | 542,000,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 *債務負担行為を含む契約 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GS23-06琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター実施設計作成委託(6系水処理施設増設)(協03) | 汚泥処理施設に関する詳細設計 一式 | 令和5年4月14日～令和6年3月29日 | 日本下水道事業団 | 38,300,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GS24-07琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター再構築基本設計作成委託(耐震実施計画)(協04) | 耐震診断(急速ろ過池1.2、放流ポンプ棟1.2)一式 | 令和5年4月14日～令和6年3月29日 | 日本下水道事業団 | 5,000,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GE24-08琵琶湖流域下水道東北部浄化センター再構築基本設計作成委託(耐震実施計画)(協05) | 耐震診断(B1-2系水処理施設) 一式 | 令和5年4月14日～令和6年3月29日 | 日本下水道事業団 | 15,700,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GE24-09琵琶湖流域下水道東北部浄化センター再構築基本設計作成委託(汚泥処理基本検討)(協06) | 汚泥処理基本検討一式 | 令和5年4月14日～令和6年3月29日 | 日本下水道事業団 | 15,600,000 | 当該事業団は地方公共団体が出資して設立された地方共同法で、多種にわたり高度な技術を要する下水道事業の計画から維持管理までを官業代行できる唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 下水道課 | R05GA20-01琵琶湖流域下水道管理台帳システム運用保守業務委託 | 下水道管理台帳システム運用保守 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 | 株式会社NJS | 7,700,000 | 当該ソフトウェアの著作権を保有している事業者が、他になく、代替性のないものであるため。 | 2 | 3イ |
| 森林政策課 | 森林環境学習「やまのこ」事業委託 | 森林環境学習「やまのこ」事業 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 | 近江富士花緑公園ゆうパートナーズ | 11,688,996 | 学習施設の指定管理者であり、フィールドに精通しているとともに、森林環境学習に対して確かな技術と実績を持っており、他に代替しうる者がいないため。 | 2 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|------------------------|----------------------|------------------------------|------------------|------------|---|----------------|----------------|
| 森林政策課 | 森林情報アドバイザー 制度推進事業委託 | 森林情報アドバイザー 制度推進事業 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 滋賀県林業協会 | 5,168,900 | 県内の放置林等の状況を把握しており、森林・林業関係者の連携を深めることのできる県内唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 森林政策課 | 森林コンテンツ普及業 務委託 | 森林コンテンツ普及業 務 | 令和5年6月15日 ~ 令和6年3月15日 | 株式会社JTB総合研 究所 | 5,500,000 | 森林コンテンツに関する豊富な知識や法人営業に関する知見と能力が求められることから、当該業務に関する企画・提案能力のある者を選ぶ必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| びわ湖材流通 推進課 | 滋賀もりづくりアカデ ミー運営委託 | 滋賀もりづくりアカデ ミー運営 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 滋賀県森林組合連合 会 | 43,890,000 | 本県の林業の現場状況に応じた研修を企画する特殊な業務であり、県内の林業事業者の状況の把握や県内全域の森林の現状を把握している者は当該事業者の他にいないため。 | 2 | 3イ |
| びわ湖材流通 推進課 | 圃場管理業務委託(油 日林木育種場) | 圃場管理業務(油日林 木育種場) | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 滋賀中央森林組合 | 18,920,000 | 林木育種事業に関する専門的知識や技術を有しており、他に代替しうる者がいないため。 | 2 | 3イ |
| びわ湖材流通 推進課 | 木育推進強化事業業 務委託 | 木育推進強化事業業 務 | 令和5年4月24日 ~ 令和6年3月15日 | 滋賀県木材協会 | 7,999,200 | 木育の推進により県産材の利用拡大を図り、木育に取り組む幅広い人材を育成するものであり、木育の普及促進には地域材をはじめとする木材に対する愛着を育む必要があり、木材供給者と木製品の製作者との連携を図ることが重要となるため、それには県内の木材事業者や製材事業者を会員として業界を把握している当該事業者の他にいないため。 | 2 | 3イ |
| びわ湖材流通 推進課 | 木造建築設計推進事 業業務委託 | 木造建築設計推進事 業業務 | 令和5年6月16日 ~ 令和6年3月15日 | 株式会社エーゼログ ループ | 5,459,520 | 中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性、びわ湖材の特性や流通状況などに関する知識に加え、セミナーの実施や事業者に対する助言等の企画・運営能力が求められる。これらの知識や能力は必ずしも客観的に評価できる基準は無い。さらに事業者に対する助言等は、計画している建築物の立地や予算、建築スケジュール等の条件に応じて適切に助言を遂行する必要があり、適切に助言を行えば、びわ湖材の利用量の増加など、より高い成果を期待できるものである。このため、価格以外の要素を重視し、企画提案内容の審査により事業者を選定する必要があり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2 | 4 |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------------|------------|--|----------------|----------------|
| 自然環境保全課 | 自然環境調査業務委託 | 令和5年度高時川源流自然環境調査 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月20日 | 滋賀自然環境研究会 | 6,498,800 | 県内において自然環境にかかる資料の収集・整理、現地調査、結果の分析等の専門的作業に携わることのできる、様々な生き物の分類群を専門にしている学識者・研究者の参画している唯一の団体であるため。 | 2 | 3イ |
| 自然環境保全課 | システム運用保守およびデータ作成更新業務委託 | 自然公園管理システム運用保守およびデータ作成更新 | 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日 | 朝日航洋株式会社 滋賀支店 | 12,760,000 | 令和4年度に構築したシステムの運用保守業務であり、当該業務はシステムの理解・熟知が必要であり、他に代替しうる者がいないため。 * 債務負担行為を含む契約 | 2 | 3イ |
| 自然環境保全課 | カワウ銃器捕獲モデル事業委託 | 令和5年度カワウ銃器捕獲モデル事業 | 令和5年5月1日 ~ 令和6年3月25日 | 株式会社イーグレット・オフィス | 8,707,600 | 当該業務の遂行には、カワウの生態や対策に関する知識と経験、飛来・営巣等の情報を収集し作業適期を見極め即応できる実施体制、銃器捕獲やモニタリング調査の技能および実績を有することが必要不可欠であり、実施後の状況の評価にも専門的な知識が必要である。事業実施に必要な不可欠な知識、経験、技能、実績、実施体制のすべてを有する者は全国的に少なく、近畿圏内では当該団体以外にいないため。 | 2 | 3イ |
| 自然環境保全課 | 森林動物行動圏等調査事業委託 | 令和5年度森林動物行動圏等調査 | 令和5年5月15日 ~ 令和6年3月25日 | 株式会社野生動物保護管理事務所 関西支社 | 7,249,000 | 当該業務の遂行には、野生動物の生態や生息生育環境に関する知識を有し、これらの情報に係る分析・処理能力が求められる。変化する野生動物の行動状況を見極め、対応する能力が必要となるが、これらの能力を有することを具体的かつ客観的に評価する基準は定まっていないため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| 自然環境保全課 | システム保守管理業務委託 | 滋賀県鳥獣保護区等管理公開システム保守管理 | 令和5年4月1日 ~ 令和9年3月31日 | 株式会社インフォマティクス 大阪営業所 | 5,280,000 | 令和3年度に開発を行ったシステムの保守管理業務であり、保守対象であるソフトは提供者以外の者が修繕等を行うことは困難であるため、他に代替者がいないため。 * 債務負担行為を含む契約 | 2 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---|------------------------------------|------------------------------|----------------------|------------|---|----------------|----------------|
| 自然環境保全課 | カワウ広域管理捕獲 実施事業委託 | 令和5年度カワウ広域 管理捕獲実施事業 | 令和5年5月31日 ~ 令和6年3月25日 | 一般社団法人滋賀県 猟友会 | 5,883,900 | 当該業務の遂行には、カワウの生息・営巣状況 や行動パターンをその時々で見極め、その時々 で対応する捕獲方法を選出し実施することので きる対応力が必要であり、また前もって想定でき る捕獲手法は限られそのすべてを特定して設計す ることは困難であり、提案書をもって選定する必 要があることから、競争入札に適しないことから、 プロポーザル方式により契約の相手方を選定し たため。 | 2 | 4 |
| 自然環境保全課 | OECMポテンシャル 調査および連携促進 事業業務委託 | 令和5年度OECMポ テンシャル調査および 連携促進事業 | 令和5年6月28日 ~ 令和6年3月22日 | いであ株式会社 滋賀 営業所 | 7,238,000 | 当該業務の遂行には、生物多様性やGIS情報処 理に関する知識やノウハウを有し、また、経済界 や県民との連携に必要な企画運営能力や情報発 信ツールを作成するためのノウハウが求められる ため、競争入札に適しないことから、プロポー ザル方式により契約の相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| 自然環境保全課 | 自然公園施設管理委 託(市委託分) | 自然公園施設の維持 管理 | 令和5年5月1日 ~ 令和6年3月31日 | 長浜市 | 12,154,700 | 定期的な清掃・草刈り等作業以外に、突発的な 清掃や施設修繕等の必要性について点検作業も 要求されるため、当施設の近隣地域に所在し、緊 急時等において素早い対応が可能な地方公共団 体に委託するのが最も効果的であると判断した ため。 | 2 | 2 |
| 自然環境保全課 | 自然公園施設管理委 託(市委託分) | 自然公園施設の維持 管理 | 令和5年5月1日 ~ 令和6年3月31日 | 高島市 | 11,790,000 | 定期的な清掃・草刈り等作業以外に、突発的な 清掃や施設修繕等の必要性について点検作業も 要求されるため、当施設の近隣地域に所在し、緊 急時等において素早い対応が可能な地方公共団 体に委託するのが最も効果的であると判断した ため。 | 2 | 2 |
| 湖北森林整備 事務所 | R5「山を活かす、山を 守る、山に暮らす」都 市交流モデル事業委 託 | 森林山村地域の地域 資源活用等 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 森林マッチングセンター 運営協議会 | 10,450,000 | 当協議会構成員は管轄地域の振興を担う事業者 であるとともに、長浜市における指定管理者とし て多数の公共施設の運営管理を実施しており、 公の施設の維持管理や運営、林事業者の育成 や技術指導、就労支援等についての専門的な技 術や実績を有し、長浜市北部地域をすべて包括 し事業を着実に遂行できる唯一の組織である。 また、同協議会は、当該事業の目的の達成のた めに平成28年10月に「ながはま森林マッチングセ ンター」を開所し、同センターを運営する唯一の組 織であり、他に代替しうる者がいないため。 | 2 | 3イ |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|---------------------------------|--|------------------------------|--------------------|------------|---|----------------|----------------|
| 琵琶湖環境科学センター | 機械警備業務委託 | 機械警備業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日 | 総合警備保障株式会社滋賀支社 | 6,082,560 | 当センターの警備システム(ALSOKガードシステム)は、当該事業者によって開発・運用されており、当該事業者の他に適切に履行できる者がいないため。 * 長期継続契約 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖環境科学センター | 琵琶湖流域における水中プラスチック量の把握に関する調査業務委託 | 琵琶湖流域における水中プラスチック量の把握に関する調査業務 | 令和5年5月26日 ~ 令和6年3月31日 | 東レテクノ株式会社 | 9,691,000 | プラスチックがどの程度琵琶湖に流入等しているかの調査について、重量の分析が必要であり、その分析を行うには当該事業者が独自に開発した手法を用いるほかなく、その手法は公開されておらず、他に代替性がないため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖環境科学センター | 琵琶湖の水・湖底環境の健全性評価に関する調査研究業務委託 | 琵琶湖の水・湖底環境の健全性評価に関する調査研究業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | 17,000,000 | 「湖沼環境研究分野の研究連携拠点における連携協力に関する基本協定」を国立環境研究所、滋賀県、環境省で締結し、協定第2条第1項において「琵琶湖における湖沼環境研究の実施」が規定されており、当該規定に基づく研究となることから、国立環境研究所以外に実施主体がないため。 | 2 | 1 |
| 琵琶湖環境科学センター | 在来魚の生息状況に関する調査研究業務委託 | 在来魚の生息状況に関する調査研究業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 国立研究開発法人国立環境研究所 | 17,000,000 | 「湖沼環境研究分野の研究連携拠点における連携協力に関する基本協定」を国立環境研究所、滋賀県、環境省で締結し、協定第2条第1項において「琵琶湖における湖沼環境研究の実施」が規定されており、当該規定に基づく研究となることから、国立環境研究所以外に実施主体がないため。 | 2 | 1 |
| 琵琶湖博物館 | 令和5年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託 | 広報業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 株式会社ベクトル | 20,196,000 | 当該広報業務には高度な専門知識や実践経験有する者の中から、広報手法等の企画力を中心として選定を行う必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により相手方を選定したため。 | 2 | 4 |
| 琵琶湖博物館 | 空調機等保守管理業務委託 | 空調機等保守管理業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | ダイキン工業株式会社西日本サービス部 | 5,070,000 | 当該設備は、メーカー固有の製品であり、知識、技能、また保守管理体制等の面から他では代替できないため。 | 2 | 3イ |
| 琵琶湖博物館 | 展示運営補助業務委託 | 展示運営補助業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 株式会社ワン・ワールド | 61,887,276 | 一般競争入札に付したが、再度の入札に付しても落札者がなかったため。 | 8 | |
| 琵琶湖博物館 | 令和5年度滋賀県立琵琶湖博物館デジタル情報整備業務委託 | デジタルミュージアム推進事業に関連する資料情報の収集と整理、および公開の準備 | 令和5年6月17日 ~ 令和6年3月31日 | 株式会社新洲 | 10,923,000 | 一般競争入札に付したが、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。 | 8 | |

| 契約担当組織 の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由等 | 根拠 法令 ※1 | 適用 類型 ※2 |
|---------------|--|---------------------------------|------------------------------|----------------|------------|--|----------------|----------------|
| 南部流域下水道事務所 | 令和5年度 琵琶湖流域下水道守山栗東雨水幹線施設維持管理業務委託 | 守山栗東雨水幹線の維持管理業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 守山市 | 5,083,000 | 計画段階より守山市が維持管理を行うことで合意しており、協定書にも記載してあるため。 | 2 | 2 |
| 南部流域下水道事務所 | 令和5年度 琵琶湖流域下水道山寺川市街地排水浄化施設維持管理業務委託 | 山寺川市街地排水浄化施設の維持管理業務 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | 草津市 | 12,000,000 | 計画段階より草津市が維持管理を行うことで合意しており、協定書にも記載してあるため。 | 2 | 2 |
| 北部流域下水道事務所 | 令和5年度 第HE22-43号 東北部浄化センター指合大橋点検調査委託 | 西日本旅客鉄道株式会社所管の鉄道を跨ぐ道路橋の点検 1橋 | 令和5年6月1日 ~ 令和6年3月31日 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 19,390,000 | 鉄道運転の保安および鉄道施設の維持管理上、所管の鉄道事業者が点検業務を実施する必要があるため。 | 2 | 3ア |
| 北部流域下水道事務所 | 令和5年度 第HT24-26号 高島浄化センターコンポスト利活用推進計画支援業務委託 | コンポスト利活用推進計画支援業務 1式 | 令和5年4月27日 ~ 令和6年3月13日 | 公益財団法人淡海環境保全財団 | 7,546,000 | 産業廃棄物である下水汚泥の取扱は専門的知識が必要であり、そのコンポスト化にかかる事業等の実施は技術的知見と実績が十分に蓄積されている者でなければならず、当該財団以外に実施できる者が他にいないため。 | 2 | 3イ |
| 北部流域下水道事務所 | 令和5年度 第HT57-16号 高島処理区マキノポンプ場電気設備保守点検業務委託 | 受配電設備定期点検 1式、非常用自家発電設備定期点検 1式 他 | 令和5年6月7日 ~ 令和5年12月28日 | 日新電機株式会社 | 6,270,000 | 一般競争入札に付したが、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。 | 8 | |